

岩国市男女共同参画推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 本市の男女共同参画の推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、岩国市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進のための基本的な方針に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(推進会議の構成)

第3条 推進会議は、参加者15人以内をもって構成する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、推進会議への参加を求めるものとする。この場合において、男女のいずれの参加者も、参加者総数の3分の1以上となるように配慮するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 職域を代表する者
- (4) 地域を代表する者
- (5) 公募による者
- (6) 前5号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 市長は、原則として同一の者に2年間継続して推進会議への参加を求めるものとする。
(運営)

第4条 推進会議の参加者は、その互選により推進会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、推進会議の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、人権課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。